

令和 8 年度食品衛生監視指導計画（素案）に関する意見公募手続の結果について

令和 8 年（2026 年）2 月 2 日～2 月 24 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール		
4	電子申込システム	1	1
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	1	1

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
ア	市の区域内に住所を有する者	1	1
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	合計	1	1

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	<p><第一 監視指導の実施に関する基本的な事項></p> <p>III.監視指導の実施内容 2.重点監視事項 (4) 適正表示対策 ②アレルギー</p> <p>または</p> <p><第五 関係者相互間の情報及び意見交換の実施に関する事項></p> <p>II. 消費者への食品等による危害発生防止のための情報提供について</p>	<p>消費者庁は、2025年12月15日に第8回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議を開催し、年度内にカシューナッツを特定原材料に移行し、アレルギー表示を義務付ける方向性を明らかにしています。ピスタチオについても同時に、特定原材料に準ずるものに追加する方針と検討が進められています。</p> <p>アレルギー表示については、大阪のみならず全国的に表示ミス、違反による回収も相次いでおり、今回、アレルギーの義務表示、推奨表示の品目が変わることについて、改めて事業者のみならず学校や様々な施設の先生方や給食関係者などへの周知を徹底していただきたいと思います。これらについては、実施の数値目標をつけるのも有効ではないかと思えます。検討をお願いいたします。</p>	<p>食物アレルギー表示制度の改正については、国においてカシューナッツの特定原材料への追加およびピスタチオの特定原材料に準ずるものへの追加が年度内に示される予定です。ご指摘のとおり、適切な周知が求められる重要な改正であると認識しています。</p> <p>本市では、当該改正は現時点で確定していませんことから、令和8年度計画への記載はしませんが、アレルギー表示に関する違反や回収事例が全国的に発生している状況をふまえ、改正後は市ホームページによる情報提供をはじめ、関係部局に対する通知、リーフレット等の配布、施設立入時における周知啓発など、事業者だけでなく給食関係者等に対しても周知していきたいと考えております。</p>